

令和3年度8月専決補正予算の概要

補正予算の規模

令和3年8月20日
財政課

一般会計補正予算 36億 2,355万円

歳入
予算

・国庫支出金 33億円
・基金繰入金 3億24百万円

[単位:百万円、%]

年度 会計	令和2年度 9月現計	令和3年度			増減額 -	伸率 /
		現計	8月補正	計 +		
一般会計	840,537	787,175	3,624	790,799	49,738	5.9

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、集計が一致しない箇所がある。

新型コロナウイルス感染症
対策予算累計

1,996億 99百万円

令和元年度 4億 34百万円
令和2年度 1,167億 20百万円
令和3年度 825億 45百万円

補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策に要する経費

[1] 営業時間短縮協力金 36億 2,355万円

産業政策課

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、要請に応じて営業時間の短縮に協力
いただいた店舗を対象に協力金を支給 [協力金負担割合:国8/10、県2/10]

(支給対象) 要請期間の全期間において営業時間短縮に協力いただいた店舗(約7,200店舗)

(支給金額)

中小企業:事業規模(売上高)に応じ1店舗あたり 35~105万円
(2.5~7.5万円/日)(要請期間[14日間]×(売上高/日×0.3))

大企業:1店舗あたり上限280万円

(要請期間[14日間]×(売上高減少額/日×0.4)
(上限:20万円/日又は売上高/日×0.3のいずれか低い方)

売上高()/日	協力金額
~83,333円以下	35万円
83,333円超~ 250,000円未満	35~105万円
250,000円以上	105万円

() 前年又は前々年度の1日あたり売上高

要請の概要

要請内容	対象地域内で午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業(午後7時以降の酒類の提供)を行わないよう要請 「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証店は、午後9時までの営業時間短縮を要請 (酒類の提供は午後8時まで)
要請期間 (延長)	令和3年8月24日(火)~令和3年9月6日(月)[14日間]
対象区域	長崎県内全域
対象施設	食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの) 対象施設例 居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等 (宅配・テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイートンスペース等は除く。)

